

公立病院改革プランの概要

団 体 名	津幡町						
プ ラ ン の 名 称	津幡町国民健康保険直営河北中央病院改革プラン						
策 定 日	平成 21 年 3 月 13 日						
対 象 期 間	平成 21 年度 ~ 平成 23 年度						
病院の現状	病 院 名	津幡町国民健康保険直営河北中央病院					
	所 在 地	石川県河北郡津幡町字津幡口51番地2					
	病 床 数	80床(一般)					
	診 療 科 目	内科、外科、整形外科、眼科、婦人科、皮膚科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要)		<ul style="list-style-type: none"> ・地域に唯一の病院として、急性期疾患、救急医療体制を充実させる。 ・高齢者を中心に温かみのある医療サービスを提供する。 ・若年患者層の取入れ策として、生活習慣病予防・健診室の充実を図る。 					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要)		<ul style="list-style-type: none"> ・総務省の繰出基準に準拠して定めた基準以内の額。 企業債元利償還金に要する経費 救急医療の確保に要する経費 経営基盤強化対策に要する経費 					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)		20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	92.1	92	96.8	101.1	102.8	
	職員給与費比率	92.4	91.7	96.2	96.8	98.5	
	病床利用率	75.3	77.1	78.8	78.8	80.3	
	職員給与費比率	61.3	63.9	61.2	60.4	59.2	
	材料費比率	18.9	18.3	17.7	17.7	17.5	
	薬品費比率	8.6	8.2	8	8	8	
上記目標数値設定の考え方		<ul style="list-style-type: none"> ・経費の削減。 ・業務委託等における給与費の削減。 (経常黒字化の目標年度: 22年度) 					

				団体名 (病院名)	津幡町 (津幡町国民健康保険直営河北中央病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
入院患者数(人)		22,050	22,500	23,000	23,000	23,500	
外来患者数(人)		46,812	47,000	48,000	48,000	49,000	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期						
	民間的経営手法の導入	・委託可能な部署について民間委託を導入することにより、経営の効率化を目指していく。					
	事業規模・形態の見直し	・社会状況、医療制度を勘案し、医業収益の増収が困難となることが想定されるため、収入に見合った支出計画をたてる。 ・病床数については、町内唯一の入院施設であることから現状を維持する。 ・急性期疾患、救急医療体制を整備するため診療科目を増やす。					
	経費削減・抑制対策	・各種委託業務の見直し。 ・退職者の補充として臨時職員もしくは委託職員を採用することにより人件費の抑制を行う。 ・医薬品、診療材料購入方法の改善と在庫管理の適正化。 ・燃料費等の削減に努める。					
	収入増加・確保対策	・入院基本料を下げることはないよう看護師の確保に努める。 ・医事部門に限らず、全職員が自らの業務内容と診療報酬算定の関係について学ぶ機会を作る。 ・未収金に対して職員による電話督促や訪問徴収を強化し、差押え等の滞納処分を検討する。 ・開業医との連携を強め、紹介患者数を増やす。 ・企業健診の受入数を増やす。					
その他	・亜急性期入院病床の設置 ・電子カルテ・オーダーリングシステム導入の検討。						
各年度の収支計画		別紙1のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	81.78%	18年度	75.30%	19年度	75.31%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	・病床数は病床利用率が毎年常に70%を超えており、現状数を維持していく。					

団体名 (病院名)	津幡町 (津幡町国民健康保険直営河北中央病院)
--------------	----------------------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	・金沢市立病院 (311床) ・公立松任石川病院 (305床) ・公立つぎ病院 (152床)
	都道府県医療計画等における今後の方向性	地域の医療機関相互の機能分担と連携を強化することにより、地域医療ネットワークを構築する。
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成23年度
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 民間譲渡 <input type="checkbox"/> 診療所化 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成22年度 平成23年度末
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	・津幡町河北中央病院運営審議会にて点検・評価を行う。
	点検・評価の時期(毎年 月頃等)	・津幡町河北中央病院運営審議会での審議を経て、毎年9月末を目途に公表する。
その他特記事項		・今後の収益の確保又は費用の削減について、計画を達成できない場合は、計画の見直しによる更なる経費の削減を図るものとする。

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医 業 収 益 a	861	910	917	947	947	966
	(1) 料 金 収 入	801	849	856	886	886	905
	(2) そ の 他	60	61	61	61	61	61
	うち他会計負担金	21	20	21	21	21	21
	2. 医 業 外 収 益	98	61	64	64	70	70
	(1) 他会計負担金・補助金	8	4	9	9	9	9
	(2) 国 (県) 補 助 金						
	(3) そ の 他	90	57	55	55	61	61
	経 常 収 益 (A)	959	971	981	1,011	1,017	1,036
	入	1. 医 業 費 用 b	971	985	1,000	984	978
(1) 職 員 給 与 費 c		547	558	586	580	572	572
(2) 材 料 費		161	172	168	168	168	169
(3) 経 費		160	157	157	145	145	145
(4) 減 価 償 却 費		77	74	69	71	73	75
(5) そ の 他		26	24	20	20	20	20
2. 医 業 外 費 用		72	69	66	60	28	27
(1) 支 払 利 息		55	53	50	44	12	11
(2) そ の 他		17	16	16	16	16	16
経 常 費 用 (B)		1,043	1,054	1,066	1,044	1,006	1,008
経 常 損 益 (A) - (B) (C)		84	83	85	33	11	28
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)	1					
	2. 特 別 損 失 (E)						
	特 別 損 益 (D) - (E) (F)	1	0	0	0	0	0
純 損 益 (C) + (F)		83	83	85	33	11	28
累 積 欠 損 金 (G)		627	710	795	828	817	789
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	526	483	480	520	550	600
	流 動 負 債 (イ)	44	38	45	45	45	45
	うち一時借入金						
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額 (I)						
差引 不 良 債 務 (オ)	482	445	435	475	505	555	
{(イ)-(I)} - {(ア)-(ウ)}							
単 年 度 資 金 不 足 額 ()		1,008	927	880	910	980	1,060
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$		91.9	92.1	92.0	96.8	101.1	102.8
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$		56	49	47	50	53	57
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$		88.7	92.4	91.7	96.2	96.8	98.5
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$		63.5	61.3	63.9	61.2	60.4	59.2
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 (H)		0	0	0	0	0	0
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$		0	0	0	0	0	0
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率		0	0	0	0	0	0
病 床 利 用 率		75.3	75.3	77.1	78.8	78.8	80.3

() N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」- 「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること
例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」- 「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	津幡町 (津幡町国民健康保険直営河北中央病院)
--------------	----------------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企業債			71	751		
	2. 他会計出資金						
	3. 他会計負担金	27	28	30	30	30	30
	4. 他会計借入金						
	5. 他会計補助金						
	6. 国(県)補助金	3		2	2		2
	7. その他						
	収入計(a)	30	28	103	783	30	32
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額(b)						
	前年度許可債で当年度借入分(c)						
純計(a) - {(b) + (c)} (A)	30	28	103	783	30	32	
支 出	1. 建設改良費	32	12	15	10	10	10
	2. 企業債償還金	40	43	116	809	89	89
	3. 他会計長期借入金返還金						
	4. その他						
	支出計(B)	72	55	131	819	99	99
差引不足額(B) - (A) (C)	42	27	28	36	69	67	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	42	27	28	36	69	67
	2. 利益剰余金処分額						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他						
計(D)	42	27	28	36	69	67	
補てん財源不足額(C) - (D) (E)	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(F)							
実質財源不足額(E) - (F)	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	() 110,934	() 71,685	() 74,159	() 75,914	() 80,000	() 80,000
資本的収支	() 27,210	() 28,224	() 29,825	() 30,843	() 30,000	() 30,000
合計	() 138,144	() 99,909	() 103,984	() 106,757	() 110,000	() 110,000

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。